

新型インフルエンザ等対策本部の開催方針について

新型インフルエンザ等対策本部については、下記の開催方針に基づき開催することとする。

記

1 開催日等

- (1) 今後の本部会議については、毎週火曜日 9時から定期的に開催する。
ただし、庁議開催日と同日の場合は、庁議終了後に開催する。
- (2) 石巻圏域で新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合は、随時開催する。
- (3) 石巻圏域外で新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合は、原則として開催しないが、石巻市民に濃厚接触の疑いがある場合等は、随時開催する。

2 開催場所

原則として庁議室とする。ただし、別会場にて開催する場合は、別途通知するものとする。

新型インフルエンザ等対策本部日程表

区 分	新型インフルエンザ等対策本部	
第 1 回	令和 2 年 4 月 8 日 (水)	庁議室
		16 : 00
第 2 回	令和 2 年 4 月 14 日 (火)	—
		庁議終了後
第 3 回	令和 2 年 4 月 21 日 (火)	—
		9 : 00
第 4 回	令和 2 年 4 月 28 日 (火)	—
		庁議終了後
第 5 回	令和 2 年 5 月 7 日 (木)	—
		16 : 00
第 6 回	令和 2 年 5 月 12 日 (火)	—
		16 : 00
第 7 回	令和 2 年 5 月 19 日 (火)	—
		庁議終了後
第 8 回	令和 2 年 5 月 26 日 (火)	—
		庁議終了後